

② 「事業指標」の適切性について【指摘】

事業指標は、ホームページ「あきた企業立地サポートガイド」へのアクセス件数とされている。実際、当該ホームページを閲覧すると県の工業団地に関連する物件情報や手続情報が記載されているだけでなく、秋田県の気候や風土、暮らしなどを魅力的に示すものとなっており、秋田県への進出を検討する企業にとって分かり易いものとなっているように感じた。ホームページの閲覧により対象者の裾野を広げることで、将来の企業立地の促進が図られることは合理的なものであり、閲覧数を事業指標と設定することは適切なものと判断する。

一方で、当該事業における支出の多くが専門誌へのPR広告となっており、その活動の効果を何らかの形で評価する必要があるのではないだろうか。専門誌のアンケート結果の係数化による指標の設定やセミナー来場者への聞き取りなどから、専門誌へのPR広告に関する指標の設定を追加することが望まれる。

指標名：ホームページ「あきた企業立地サポートガイド」へのアクセス件数
(件)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
目標	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
実績	43,948	35,165	41,236	70,539	
達成率	203%	162%	190%	326%	%

4. あきた企業立地促進助成事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
あきた企業立地促進助成事業	2,151,604 国 261,622 入 1,889,982	<p>あきた企業立地促進助成事業補助金 (旧重点企業導入促進助成事業補助金 平成11年度～) 本県産業の活性化と雇用の拡大を図るため、工場等の新増設のための設備投資及び人材育成に係る費用の一部を助成し、県内への誘致・立地を促進する。</p> <p>(1)設備投資支援</p> <p>○対象業種 製造業、情報通信関連業、研究開発型企业</p> <p>○補助の要件</p> <p>a 投下固定資産額 3億円以上(土地代除く) ※県内への新たな工場等の設置もしくは工場等の増設を伴う投資が対象。</p> <p>b 新規常用雇用者 10人以上※要件緩和あり (研究開発型企业又は本社機能等の移転等を行う企業は5人以上) ※賃上げを伴う企業の要件緩和(10人以上→6人～8人以上)</p> <p>○補助率等</p> <p>a 投下固定資産 土地代を除く投下固定資産額の10%(補助率の加算) 製造業で次に該当する場合</p> <p>① 地域未来投資促進法の基本計画に定める業種又は資源素材・環境エネルギー分野：+5%</p> <p>② 新規常用雇用者50人以上：+5%</p> <p>③ 新規常用雇用者の50%以上が35歳未満の女性：+5%</p> <p>※業種指定及び年齢要件あり</p> <p>④ 研究開発型企业：+5%</p> <p>⑤ 特別加算</p> <p>(注) 投下固定資産額が100億円を超える部分は10%(加算無し)</p> <p>b 人材育成費 新規立地企業又は新規事業に進出する企業が重点分野事業の人材育成に要する経費の1/2(限度額250千円/人) ※交付限度額 技術者派遣型 2,500千円 指導者招聘型 500千円</p> <p>○年間交付限度額 5億円 ※但し、立地済企業は3億円</p>

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
		<p>(限度額の加算) 製造業で次に該当する場合 特別加算該当：+5億円 ※但し、立地済企業は+2億円</p> <p>○交付限度額 5億円 ※但し、立地済企業は3億円</p> <p>製造業で次に該当する場合 新規常用雇用者 50人以上：+5億円 特別加算該当件数×5億円：最大25億円 研究・開発施設併設：+5億円 ※但し、立地済企業は+2億円</p> <p>(2)事業集約支援 県内で事業を行っている企業が、県外から県内の事業所へ 事業を集約する企業を支援する。</p> <p>○対象業種 製造業、製造関連サービス業</p> <p>○補助の要件 a 事業集約に伴う経費 10,000千円以上 b 新規常用雇用者 2人以上</p> <p>○補助率等 補助率 他の都道府県からの集約：20%</p> <p>交付限度額 20,000千円</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
あきた企業立地促進助成事業	予算	977,759	1,468,929	2,151,604
	実績	759,331	1,434,924	1,967,070

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業集積課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が

「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。

- ▶ 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

事業目的

事業評価調書には事業実施の背景及び目的として、「雇用機会を増やし県民所得を向上させるためには、本県にとって特に有効性の高い企業の県内立地を促進する必要がある。県外からの新規企業立地を促進し、県内経済の活性化と雇用の拡大を図る。また県内企業の活性化を図るため、工場等の増設を促進する。」と示されている。

① 「実施内容」の適切性について《意見》

事業の実施内容は、県内産業、経済に対する効果の期待される企業の初期投資の費用負担を助成金の支出により軽減支援して、企業誘致及び立地を促進するものであり、過去5年間における助成金拠出企業数、拠出金額及び新規雇用者数は次の通りである。なお、1 (エ) ② 企業誘致の実績に示したように、新プランの実績として公表されている誘致等件数と雇用創出数は、申請段階での計画に基づくものであり、下記で示すものは助成金拠出時点での拠出先数や雇用実績に基づくものであることから、両者の数値は一致しない。また、複数年度に分割して拠出している補助金の新規雇用者数は、監査人の計算により補助金の拠出金額で按分して算出している。

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
拠出先数(件)	25	18	11	10	10
拠出金額(千円) A	1,971,465	1,531,773	759,331	1,434,924	1,967,070
新規雇用者数(人) B	936	451	180	196	159
雇用一人当たり助成金額 A/B	2,107	3,394	4,221	7,316	12,385

当該事業による拠出金額は、新型コロナウイルス感染症の影響が出る前の令和元年度の水準に戻っているものの、拠出先数は10件、新規雇用者数は159人と大幅に減少している。新規雇用一人当たりの助成金拠出額は毎年増加傾向にあり、令和5年度に大きく上昇している。理由を担当課に確認したところ、「拠出金額については、助成金上限額の5億円に達する大規模な設備投資が対象となる助成金が2件発生しているため、予算の制限で10件にとどまっている。新規雇用者数については、大規模な設備投資を要しない情報関連企業の誘致が多くなっていることや、

令和4年度までにあった多くの雇用を創出するコールセンター事業者への助成金が無かったことによる。」との回答を得た。これは県の方針として、大卒等の高度人材が働きたいと思える業種を中心に誘致を進めてきた結果と言えるかもしれない。当該事業の目的が、「有効性の高い企業の県内立地の促進」としているため、業種を意識して誘致活動を進める必要はあると考えるが、新プランの成果指標でも新規雇用者数を掲げているのであれば、量的指標を意識して活動するべきであろう。現在の状況が一時的なものであれば良いが、コロナ禍後の社会環境の変化によって生じているのであれば、目標値や取組内容を早急に見直す必要があると考える。

業種別拠出先数(件)

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
製造業	22	15	10	8	9
流通業	2	2	-	-	-
情報通信業	1	1	1	2	1
合計	25	18	11	10	10

誘致企業の事業種別内訳は、過去5年間で製造業が64事業所、流通業が4事業所、情報通信業が6事業所となっている。このうち情報通信業は、労働集約的なコールセンターの誘致を含んでおり、事業者と県、市との連携によって進められ、大きな雇用を創出している。

② 「事業指標」の適切性について (2. はばたく中小企業投資促進事業と同一)

事業指標については、「企業の投資判断は経済状況及び各企業の業績予測、事業計画によるところが大きく、補助事業の指定を行っても、計画通りに資本投下を行わない場合があるため。」という理由から設定していない。

しかしながら、事業活動は相手側の意思決定を無視してその活動が行われるものではなく、県の役割は、如何に相手側が計画通りに設備投資(資本投下)が行なわれるよう助言や指導を行うことではないだろうか。このように考えると、事業指標を設定しない理由として「計画通りいかないから指標を設定しない」という説明は合理的な理由とは言えない。

事業活動を行うためには事業の目的を考慮して何らかの事業指標を設定する必要があると考える。具体的な事業指標の設定については、効果的な助成金の活用という観点からすると、例えば「新規雇用一人当たりの助成金額」を事業指標とすることも一つの方法ではないだろうか。

③ 誘致実績等のカウント方法について《意見》

1. (エ) ②「企業誘致の実績について」に記載のように、新プランに掲げられている成果指標のカウント方法は、誘致認定については県による誘致企業認定書交付日を、補助金については補助対象企業の指定・認定日をもって、カウント対象としている。また、人数については、認定申請書もしくは計画書に示されている雇用人数によって集計している。また重複データについては最初にカウント対象となった時点のものを優先することとしている。この方法によると、企業誘致が実際に行われて雇用が実現した時点と成果指標にはタイムラグが生じ、新プランの実績として公表されたデータがそれを利用する者の理解と一致しているかどうか疑問に感じる。

例えば、誘致認定が令和2年度に行われ、その5年後の令和7年までに段階的に100人の雇用を生むという計画を作成し採択された場合、公表データでは令和2年度に企業誘致実績1件、雇用創出100名と開示されることとなる。しかしながら、実際にはその時点で企業は県に事業所を開業しておらず、雇用もまだ生まれていない。また、事業所の建設が令和4年度に完了し補助金が事業費として支出された場合、既にその成果としてのカウントは2年前に行われているため、当該事業年度での事業成果を公表データから読み取ることは不可能である。

県ではこの方法を継続的に採用していることと、雇用創出人数の大きな事業者の雇用実績をサンプルで検証した結果、計画と大きく乖離が生じることなく雇用が進んでいることから、現在の県が実施しているカウント方法を否定するものではないが、カウント方法の追加記載など、利用者の誤解が生じないような対応が必要と考える。

5. 本社機能等移転促進事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
本社機能等移転促進事業	212,356 (入 212,356)	<p>本社機能等移転促進事業補助金</p> <p>企業の本社機能等の移転において、県内への移転等に要する経費を助成し、秋田での事業の拡大や、多様で安定的な雇用の創出を支援する。</p> <p>○対象企業 県内に本社機能等に移転し、本店登記する企業 (本店登記については、登記を行わない場合でも認める場合がある。)</p> <p>○補助の要件 県内本社機能等での増加常用雇用者数2名以上(役員含む) ※本社機能等…全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門及び研究所、研修所</p> <p>○補助内容 対象経費 移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費</p> <p>補助率 40%以内 補助上限 40,000千円</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
本社機能等移転促進事業	予算	38,386	98,680	212,356
	実績	19,233	53,707	172,476

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業集積課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

事業目的

事業評価調書には事業実施の背景及び目的として、「雇用機会を増やし県民所得を向上させるためには、本県にとって特に有効性の高い企業の県内立地を促進する必要がある。県外からの新規企業立地を促進し、県内経済の活性化と雇用の拡大を図る。また県内企業の活性化を図るため、工場等の増設を促進する。」と示されている。

① 実施内容について

事業の実施内容は、企業の本社機能等の移転において、県内への移転等に要する経費を助成し、秋田での事業の拡大や、多様で安定的な雇用の創出を支援するもので、過去5年間における助成金拠出企業数、拠出金額及び新規雇用者数は次の通りである。なお、1 (エ) ② 企業誘致の実績に示したように、新プランの実績として公表されている誘致件数と雇用創出数は、申請段階での計画に基づくものであり、下記で示すものは助成金拠出時点での拠出先数や雇用実績に基づくものであることから、両者の数値は一致しない。

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
拠出先数(件)	1	3	2	3	7
拠出金額(千円) A	28,851	52,121	19,233	53,707	172,476
新規雇用者数(人) B	3	12	4	23	46
雇用一人当たり 助成金額 A/B	9,617	4,343	4,808	2,335	3,749

② 事業指標について (2. はばたく中小企業投資促進事業と同一)

事業指標については、「企業の投資判断は経済状況及び各企業の業績予測、事業計画によるところが大きく、補助事業の指定を行っても、計画通りに資本投下を行わない場合があるため。」という理由から設定していない。

しかしながら、事業活動は相手側の意思決定を無視してその活動が行われるものではなく、県の役割は、如何に相手側が計画通りに設備投資（資本投下）が行なわれるよう助言や指導を行うことではないだろうか。このように考えると、事業指標を設定しない理由として「計画通りいかないから指標を設定しない」という説明は合理的な理由とは言えない。

事業活動を行うためには事業の目的を考慮して何らかの事業指標を設定する必要があると考える。具体的な事業指標の設定については、効果的な助成金の活用という観点からすると、例えば「新規雇用一人当たりの助成金額」を事業指標とすることも一つの方法ではないだろうか。

6. 産業集積投資促進事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
産業集積投資促進事業	23,497 諸 39 一 23,458	企業誘致推進員や自動車産業立地アドバイザーによる誘致対象企業の新規開拓、本県への立地を具体的に検討するための視察招聘、企業誘致専門員による誘致済企業へのフォローアップ等により、本県への新規立地や県内での生産拠点の新增設を推進する。

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
産業集積投資促進事業	予算	13,587	13,283	23,497
	実績	10,033	11,810	22,287

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業集積課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

① 実施内容について

県内への企業の誘致は、大規模事業所による雇用規模の拡大を目指し雇用の場を確保するとともに、若年層の県外流出を防止するために、彼らにとって魅力的な雇用の場の確保が急務となっている。このことから県では、①輸送機関連産業、②医療機器医薬品製造産業、③新エネルギー・環境産業、④情報関連産業、⑤食品加工産業を重点ターゲットとして企業誘致活動を行っている。当該事業はこの方針を推進する中心的なものとなっており、成長産業等新規誘致促進事業と誘致済企業フォローアップ事業の2つの事業に取り組んでいる。

成長産業等新規誘致促進事業では東京の秋田県企業立地事務所を中心に企業訪問や県内事業環境の視察招聘が行われている。また、県、市町村や金融機関等で組織する秋田県企業誘致推進協議会が、企業経営者等を対象とした「あきたリッチセミナー」などのセミナーを開催している。令和5年度におけるセミナーの開催状況と誘致対象企業への訪問実績、及び対象企業の県内視察の状況は次のとお

りである。

令和5年度セミナー開催状況

日時	場所	セミナー名	対象者	参加者数
令和5年7月 14日16:30～	ホテル椿山荘 東京	あきたリッチセ ミナー in TOKYO2023	新規立地・事業拡 大等を検討する企 業経営者等	105社 161名
令和5年9月 12日16:00～	秋田キャッス ルホテル	秋田県・県内市 町村と誘致企業 との懇談会	誘致企業の経営者 等	162社 239名
令和5年10月 18日16:30～	リリオ・コン サートホール (愛知県)	秋田県 東海地区 企業懇談会	誘致企業並びに事 業拡大等を検討す る企業経営者等	58社 93名
令和6年1月 15日16:30～	ホテル椿山荘 東京	秋田県・県内市 町村と首都圏企 業との懇談会	誘致企業並びに事 業拡大等を検討す る企業経営者等	167社 169名
令和6年1月 16日16:30～	ホテルモント レ大阪	秋田県・県内市 町村と関西地区 企業との懇談会	誘致企業並びに事 業拡大等を検討す る企業経営者等	27社 46名

企業誘致推進員による企業訪問件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	72	113	147	164

県内事業環境の視察招聘件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
招聘件数	5	12	25	33

令和2年度においてはコロナ禍ということもあり訪問件数、招聘件数ともに減っていたがその後回復基調にある。この増加要因は、製造業の国内回帰や情報関連産業等でリモートワークが普及して勤務地を問わない働き方が可能となったことなど社会環境が大きく変化したこともあるだろう。そのような中、県ではコロナ禍の時期も含め、目指す地域社会をイメージし、対象業種をあらかじめ決定して、持続的にセミナー開催、企業訪問、視察招聘の3つの活動を並行的に進めてきた。これらの継続的な取組が誘致認定数の増加に少なからず影響を与えているのではないかと考える。これらの複層的に行われている活動を適切に評価するため、その効果の計数化と活動と実績の関連付けにより、活動の評価に客観性を持

たせることが可能となるだろう。これにより今後の活動内容が改善され、より効率的な事業が行われることを期待する。

② 事業指標について【指摘】

当該事業の指標については以下の2つの指標が設定されている。

【指標1】 指標名：県内事業環境の視察招聘件数（件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	12	12	12	12	12
実績	5	12	25	33	
達成率	41%	100%	208%	275%	%

【指標2】 指標名：フォローアップ訪問件数（件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	290	290	290	290	290
実績	612	575	514	799	
達成率	211%	198%	177%	275%	%

【指標1】においては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は目標未達の状況であったが、令和3年度以降は目標が達成されており、令和5年度も33件となっていることから、事業は一定の成果が得られているのではないかと推察する。今後、視察招聘数が一定数を確保される状況が続くのであれば、当該事業を活用した誘致実績数を指標として設定することも検討するべきではないだろうか。

【指標2】においては、操業中の県内誘致済み企業の8割への訪問を前提として目標値を設定している。しかしながら実績は200%前後となっており、対象先を複数回訪問した場合にもそのまま実績としてカウントされている。指標の設定目的は、誘致済み企業の安定経営を支援するための訪問と考えられることから、課題等のある企業を複数回訪問することはその目的に沿った活動と考えられる。一方で、対象先を8割としたことは、一定のカバー率が必要という主旨から設定したものだとする、このような実績の把握ではどれだけの企業をカバーしたか判断することができない。実績の把握においては、重複訪問件数を控除した訪問企業先数とするべきであると考えられる。

③ フォローアップ対象企業の選定について《意見》

事業の中間評価書にはフォローアップ訪問件数の目標設定は、操業中の県内誘致済み企業の8割としている。このような指標の設定によると、誘致企業が今後

も増加することが見込まれることから対象先は増加し続けることになる。当該事業に対して人員や予算を増加させることが可能であれば、このような考えで進めていても支障はないかもしれないが、予算や人員の削減が見込まれるようであれば、目的達成のため効果的な訪問が可能となるような選定基準を設けるべきと考える。

7. リモートワーク活用立地誘発事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
リモートワーク活用立地誘発事業	2,944 〔 一 2,944 〕	サテライトオフィスの活用が想定される業種や情報関連スタートアップ等に対し、リモートワーク等での利用を促すためセミナーを開催する。

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
リモートワーク活用立地誘発事業	予算	—	—	2,944
	実績	—	—	2,631

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業集積課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

① 「実施内容」の適切性について

令和5年度より新設された事業で新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動が自粛されたことによりリモートワークが定着したことを受け、県内でもリモートワーク環境の整ったサテライトオフィスが増加している。この施設を利用したリモートワークを推奨することで、首都圏の情報関連企業を中心とした事業者が県内に拠点施設開設の足掛かりとしてもらうためのセミナーを開催している。

令和5年度におけるセミナーの開催実績は次のとおりであり、目的に沿って実施されていると判断する。

- 首都圏 I T 企業連携セミナー（3 回実施：10 月、12 月、1 月）
内容：首都圏 I T 企業を対象に、県及び進出企業との連携の下に事業環境や進出後の状況などテーマ別にセミナーを実施
- I T Startups for AKITA（1 回実施：2 月）
内容：スタートアップを含めた I T 系企業を対象に、市町村や進出企業のプレゼンテーション及び交流会を実施

② 「事業指標」の適切性について

当該事業の指標については以下の 2 つの指標が設定されている。

【指標 1】 指標名：県内サテライトオフィスの利用件数（件）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	-	-	-	5	7
実績	2	9	0	5	-
達成率	%	%	%	100%	%

令和 7 年度及び 8 年度の目標はそれぞれ 10 件ずつとなっている。

【指標 2】 指標名：当該事業由来の企業誘致件数（件）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	-	-	-	2	3
実績	-	2	2	1	-
達成率	%	%	%	50%	%

令和 7 年度及び 8 年度の目標はそれぞれ 4 件ずつとなっている。

【指標 1】は事業の目的である企業の誘致を達成するための目標となるサテライトオフィスの利用件数を指標としており、【指標 2】は事業の目的である企業の誘致実績を指標として設定している。当該事業のように、事業が設定された目的だけでなく事業活動目標も併せて指標と設定することは、事業実施状況をモニタリングするために必要なものであり、他の事業においても同レベルの設定を検討すべきではないかと考える。

目標の設定については、令和 5 年度の目標値が過去の実績値からの趨勢に見えるため、事業実施の効果が織り込まれていないように思われるが、短期的な活動の効果が現れにくく、令和 6 年度の目標値が増加傾向で設定されていることを踏まえると、適切な事業指標の設定が行われているものと判断する。

8. 工業団地開発事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
工業団地開発事業	370,285 財 101,775 諸 10 繰 268,500	<p>県有工業団地の未分譲地の売却・貸付、維持管理、工業用地の環境整備等を行う。</p> <p>○維持管理：測量・分筆登記委託、除草・小破修繕、松くい虫防除等の環境整備</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外部委託費 (維持管理費)	予算	126,791	106,521	77,246	79,170
	実績	35,870	59,844	70,242	75,967
外部委託費 (造成関連費)	予算	70,200	15,000	40,000	215,500
	実績	37,372	18,314	46,747	116,833
工事請負費、用地買収費	予算	189,679	0	0	53,000
	実績	121,947	0	0	48,595
事務費等	予算	32,736	30,391	20,444	22,615
	実績	29,524	26,774	18,255	21,357
合計	予算	419,406	151,912	137,690	370,285
	実績	224,713	104,932	135,244	262,752

※予算は当初

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業集積課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

工業団地開発事業は、秋田県内の県有工業団地について、開発、分譲、賃貸、管理を行う事業で、事業収入を伴うことから特別会計(秋田県工業団地開発事業特別会計)により管理されている。現在、新規の工業団地の開発は、令和6年度に分譲を予定している能代西高跡地(令和5年度予算計上はなし)と、令和8年

度と令和10年度に分譲を予定している下新城地区の2つのみである。これ以降は、新プランの主な取組（6）に示されているように、一定規模以上（20ha以上目安）の団地造成は直接県が行うこととなるが、昨今の企業ニーズの多様化や投資決定の迅速化を踏まえ、今後はオーダーメイド方式の団地造成を主体とし、各種法令権限が移譲された市町村が整備することで造成手続き等に要する期間の短縮が見込まれ、県としては、県・市町村立地基盤整備連携事業により支援することとしている。

工業団地開発事業の主たる目的は、工業団地の整備により、県外企業の誘致や県内企業の集積による産業の高度化や雇用の確保を行うための基盤を確保し、魅力的な雇用の場を提供することである。

① 「実施内容」の適切性について

支出の内容をみると、外部委託費（維持管理費）で金額が大きいものは未分譲地の伐木にかかる委託費となっており、令和4年度および5年度において30百万円以上の支出となっている。また外部委託費（造成関連費）については、個々の団地の開発状況によって支出内容は異なっており、令和2年度及び3年度は開発の終了した大館工業団地の造成及び測量に係る委託費が、令和5年度には下新城地区工業団地の測量や計画・設計に係る委託費が計上されている。

10百万円以上の外部委託費の内訳（実績ベース）

R2	項目	金額(千円)
1	大館工業団地造成費	13,984
2	本荘工業団地拡張事業	13,173
3	横手第2工業団地拡張可能性調査	10,215
計		37,372

R3	項目	金額(千円)
1	大館工業団地造成費（測量）	18,314
2	能代工業団地（分筆測量）	15,804
計		34,118

2は維持管理費

R4	項目	金額(千円)
1	特別管理費(未分譲地の伐木)	39,446
2	下新城地区工業団地（地形測量）	46,747
計		86,193

1は維持管理費

R5	項目	金額(千円)
1	特別管理費（未分譲地の伐木）	42,573
2	下新城地区工業団地：基本設計	80,877
3	下新城地区工業団地：立木伐採	35,956
計		159,406

1 は維持管理費

② 「事業指標」の適切性について《意見》

当該事業は、県の「事業評価調書作成マニュアル」において評価の対象事業を政策経費事業（一般会計）としていることから、特別会計のため事業指標は設定していないと説明を受けている。確かに今後の売却収入等の収入の枠内で外部委託費などの支出が行われていくように管理されているのであれば、あえて指標を定める必要はないと言えるかもしれない。しかしながら、経済情勢によってコストが大幅に上昇することや、売却時期が遅れ長期に未分譲の状態が続くことによって生じる伐木などの外部委託費については当初計画を超えた支出が発生している。このような状況から、既存の団地の売却時期を予測した実効性のある計画を策定し、経済性などを意識した事業指標を設定し管理する必要があるのではないだろうか。

③ 個別管理の必要性について《意見》

工業団地開発事業は、「秋田県工業団地開発事業特別会計」により県有工業団地を一体として管理していることから、必ずしも個々の団地の収入により費用を賄うことを意識した管理状況にはなっておらず、県では一般事業会社のような個々の物件の売却時期を明確にした計画は作成されていない。そのため、売却可能な物件から分譲するという判断になりやすい体制にあると言えるのではないだろうか。

例えば、令和3年に分譲を開始した大館工業団地（拡張地）については、開発決定時に作成した事業計画では、平成25年に開発を開始し、平成28年に分譲を開始し10年間で分譲を終える計画となっていた。その間の支出に必要となる1,695百万円については、起債を充当することとしていた。事業計画では当該起債分を10年で償還することとなっていたが、全国的に極めて珍しい埋蔵文化財が発見されたことから調査に時間を要したことや、企業からの要望による追加工事等が発生したことから、造成スケジュールが後ろ倒しとなり、造成にかかる費用総額は起債による1,695百万円を993百万円上回る2,688百万円となっている。

県債の元利金の支払いや起債を超えた支出については、地方債の借り換えや大館を除く分譲実績による財産収入を充当し償還したことから、一般会計からの繰り入れ実績はない。

当該団地の計画と実績の比較表は次の通りである。

項目	計画	実績	差異
H25 測量、設計	73,800	27,300	△46,500
H26 測量	530,300	314,600	△215,700
H26(繰越)用地買収	1,090,900	187,700	△903,200
H27 調査、工事費	—	238,000	238,000
H28 工事費	—	297,800	297,800
H28(繰越) 工事費	—	338,100	338,100
H29 工事費	—	277,200	277,200
H29(繰越) 工事費	—	134,300	134,300
H30 工事費	—	221,000	221,000
H30(繰越) 工事費	—	49,300	49,300
H31 工事費	—	454,500	454,500
H31(繰越) 工事費	—	135,100	135,100
R2 測量費	—	13,900	13,900
合計	1,695,000	2,688,800	993,800

県の造成する工業団地は、営利企業が行う収益獲得を目的とするものではないことから、一般会計からの繰入金を必ずしも否定するものではないと考える。しかしながら、上記の大館工業団地のように大幅な乖離は生じないまでも、全ての造成工事で事前の調査を十分に行ったとしても計画通りに進まないことはある程度考えられるのではないだろうか。現在は特別会計として全ての団地を包括的に管理しているが、個別の団地についても造成工事の進捗の乖離状況、分譲時期の見込みにより生じると思われる管理コストなどを見積もることで、一般会計からの繰入額の発生可能性を予測する必要があると考える。

④ 繰越金の管理について《意見》

工業団地開発事業は、県が開発した工業団地のうち、秋田湾産業新拠点 <A-BIZ>（秋田港飯島地区工業用地整備事業）を除いたもので、「秋田県工業団地開発事業特別会計」により管理されている。

当該特別会計にかかる繰越金は、過去の売却収入等により積み上げられ令和5年度末で1,122百万円となっている。これに対し、対応する県債は償還済みであり、今後の売却収入や賃貸収入なども想定されることから、現在、繰越金は潤沢な状況にあると言えるだろう。

冒頭に示したように、秋田県内の工業団地の開発方針については、オーダーメイド方式により市町村が主体となって行うものとし、県は「県・市町村立地盤整備連携事業」により支援することと大きく変更された。そのため現行の「秋田

県工業団地開発事業特別会計」は、従来のような大規模な開発が続く複数の工業団地を包括的に管理するためのものとは性格が異なるものになったと言えるのではないだろうか。これを機に、現在残っているすべての団地の売却予想とそれに伴う管理費コストなどを適切に見積もり、特別会計の収支が繰越金の枠内で収まるよう、継続的に管理していく必要があると考える。

秋田県工業団地開発事業特別会計繰越金

(単位：千円)

R5 末繰越金 (A)		1,122,737
年度	事業内容	金額
R6(予算)	維持管理	88,456
	下新城関連	179,000
	能代西関連	289,241
	事務費等	113,223
小計 (B)		669,920
R 6 末繰越金 (予想) (A)-(B)		452,817

9. 秋田港飯島地区工業用地整備事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
秋田港飯島地区工業用地整備事業	144,867 〔財 144,867〕	団地内未分譲地の売却・貸付、維持管理、工業用地の環境整備等を行う。 ○環境整備：団地内道路整備、支障物件移設（補償工事、移転補償） ○維持管理：測量・分筆登記委託、除草・小破修繕等の環境整備

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
維持管理費、事務費	予算	3,057	3,057	4,188	3,867
	実績	1,456	6,015	327	2,268
造成費等	予算	0	70,000	157,043	371,976
	実績	0	0	44,881	297,795
合計	予算	3,057	73,057	161,231	375,843
	実績	1,456	6,015	45,208	300,063

※予算は当初

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業集積課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

① 「実施内容」の適切性について

秋田港飯島地区工業用地整備事業は、当該地が港湾区域内であったことから、建設交通部（現建設部）で所管していたが、他の工業団地と統一的に扱い、工業団地としてのインフラ整備やセールスを一体的に行うため、産業労働部に所管換えすることを、「秋田湾産業新拠点利活用推進会議」での議論を経て決定し、2008年に移管している。なお、会計上は残債の償還等があったことから、工業団地開発事業特別会計とは統合せず、「秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計」として管理しているが、事業の目的は、他の工業団地開発事業と同様に、県

外企業の誘致や県内企業の集積による産業の高度化や雇用の確保が主たるものである。

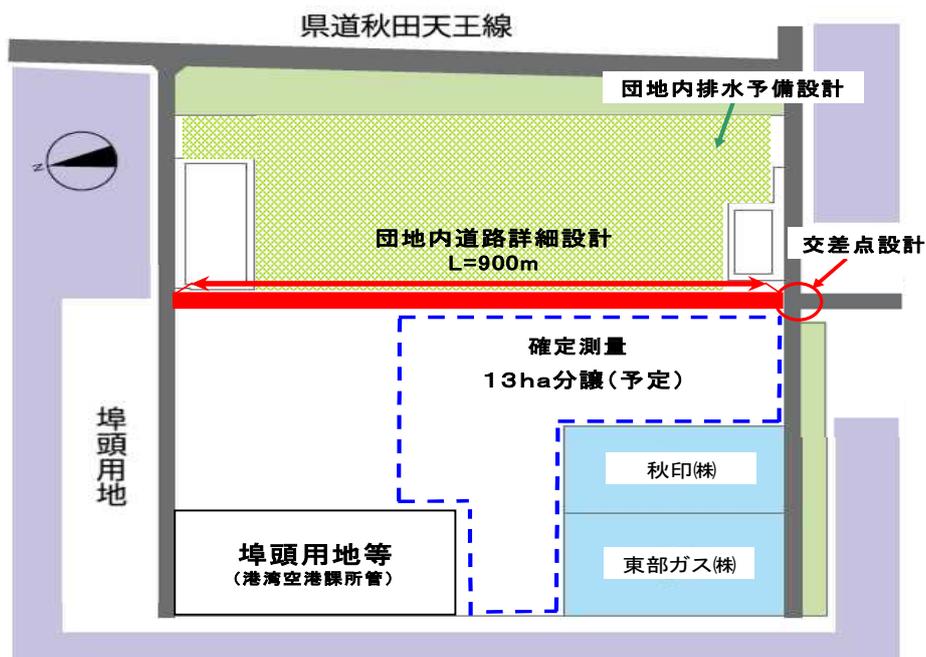
令和5年度における支出内容は、令和3年度に工業用地の一部を年度内に分割分譲することとなったことから、残った工業用地の利便性の向上を図るため、新たに団地内道路を整備することとなったもので、工業団地内の道路を整備して、団地へのアクセス改善による利便性向上を図り、未分譲地の分譲を促進するものである。

予算と実績の乖離を見てみると、造成費等のうち令和3年度に計上されていた道路設計費と令和4年度に計上されていた道路造成費は、それぞれ翌年度に繰り越されており、各年度における工事の実施にあたっての入札による減額効果などから当初計画との乖離が生じている。造成工事等の性格上、金額及び実行時期について保守的に予算を確保する必要もあるため、妥当な範囲の乖離と判断する。

② 「事業指標」の適切性について

当該事業は、県の「事業評価調書作成マニュアル」において評価の対象事業を政策経費事業（一般会計）としていることから、特別会計のため事業指標は設定していないと説明を受けている。しかしながら、事業を実施するにあたって目的に沿った指標を定めて活動することは必要と考え指標の設定の必要性について検討したが、現状は主たる造成工事は終了しており、短期間の追加工事のみを行っていることから、事業指標を設定しないことは許容されるものとする。

【道路造成の経緯】



③ 繰越金の状況について

令和5年度末における「秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計」の繰越金残高は556百万円であり、令和6年度の支出予算は70百万円、令和6年度末における繰越金の予想残高は486百万円となっている。

飯島地区の工業団地の開発終了時に繰越金が不足する場合には、一般会計からの繰入金が生じることから、今後の収支予想について担当課に確認した。その結果、当該事業における未分譲地の売却が終了するまでに必要と見込まれる支出は、県債の償還にかかる支出10,810万円のほか、主に道路改良などの費用で60,000万円程度となっていることから、売却までの期間が10年程度と見込んだ場合、売却代金151,044万円（売却予想額）で十分に回収できることから、繰越金が不足する状況は生じ難いと思われる。

秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計繰越金

(単位：千円)

R5 末繰越金 (A)		556,733
年度	事業内容	金額
R6 (予算)	工事費	36,000
	維持管理費等	34,247
小計 (B)		70,247
R6 末繰越金 (予想) (A)-(B)		486,486

10. 企業立地・導入促進資金貸付事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
企業立地・導入促進資金貸付事業	464,205 〔 諸 464,205 〕	<p>企業誘致の促進と地場企業の高度化を図るため、工場等の新増設事業に対して低利の資金を貸し付ける。</p> <p>新規枠 990,000 千円 限度 1,000,000 千円 利率 1.00% (輸送機・アグリ関連・電気業・賃金水準向上は 0.90%) 期間 15 年 (うち据置 2 年)</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
企業立地・導入促進資金貸付事業	予算	236,387	218,993	201,599	464,205
	実績	133,055	115,661	98,267	60,407

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業政策課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

① 「事業内容」の適切性について

秋田県企業立地促進資金は、秋田県の定める中小企業制度融資の一つで、工場等を新増設する、又は空き工場等を活用して事業を行うため、用地及び設備の取得等の資金を必要とするときのための融資制度である。資本の額等が10百万円以上の企業を対象としており、資金の一部を県が預託することで低利率なものとしている。

② 「事業指標」の適切性について【指摘】

事業指標については、「県内において設備投資に着手する企業は、必ずしも当該制度を利用するわけではなく、貸付希望があって初めて実施することから、事業目標は設定できない。」という理由から設定していない。

当該貸付制度が、中小企業事業者だけでなく、県内への企業誘致や県内企業の集積にとって有利な資金であれば、金融機関を通じ事業者に対する適切な周知が行われていることなどが目的達成に必要なプロセスとなってくるのではないだろうか。そのために実行した活動を事業指標として定めることも一つの方法かもしれない。また融資の実行の前段階となる事業者からの問い合わせ件数などを事業指標として設定し、周知活動の状況や事業の必要性について間接的に評価する方法もあるのではないだろうか。

③ 予算の進捗状況について

過去10年分の予算と実績の差異は、100～600百万円程度の乖離が生じている。これは対象事業者が資本金100万円以上の事業者となっていることに加え、プロパー融資の金利が当該事業の金利よりも低く提示されていたため、平成26年度を最後に新規の融資が実行されず、新規案件に備えて計上していた予算の未実施によるものである。

今後、このような状況が続くのであれば、制度の必要性についても協議する必要があると考える。しかしながら、令和5年度の予算計上分については、年度末での融資の実行には至らなかったが、資金の利用について具体的な案件が発生しており、当該案件についても令和6年7月に実行されている。実績が発生したことに加え、今後の金利の上昇や生産拠点の国内回帰により新規の問い合わせも増えているため、制度を継続するという担当課の判断は適切なものと言えるだろう。

第5 結び

秋田県の人口は、2017年4月に100万人を下回った後も全国最大のペースで減少が進み、2024年7月には90万人をも下回った。県が公表している「秋田県の人口と世帯（月報）」によると、2025年1月1日現在の総人口は892,390人。このままのペースで人口が減少し続けると、今後秋田県の経済が衰退していくことにつながりかねず、それが産業構造、社会保障制度、医療、介護、子育て、教育、地域コミュニティ、公共インフラ、各自治体の在り方等にも影響を及ぼすことにもなるため、県民の誰もが秋田県の将来に対して漠然とした不安を抱えているものと思われる。

高校や大学を卒業した若者が、秋田県を離れていくのには理由がある。県の分析によると、東京圏との賃金水準の格差が大きい年ほど人口の社会減が大きくなっているとしているが、賃金水準の格差は、若者特に女性が秋田を離れる要因の一つにすぎず、他にも様々な要因があるものと思える。

秋田県内に魅力的な企業が増えてくれば、若者の県外への流出に歯止めがかかる可能性はある。そのため県は企業誘致に力を入れており、一定の成果を上げている。また再生可能エネルギーに力を入れることで雇用にも結び付いている。

また起業も重要である。他県にないような技術開発やアイデアがあり、それが起業に結び付くことを期待している。残念ながら秋田県の開業率は、東北各県と比較しても最も低いのが現状であるが、今後県は、産学官連携により一層力を入れることで、県内各大学の研究成果と企業の技術力や資金力を融合する機会をより積極的に作っていただきたい。

人口減少対策に近道はない。県が実施している様々な施策の効果が表れるには時間がかかるかもしれないが、今後も地道な努力が必要である。

2022年度からの4年間の県政運営指針として策定された「新秋田元気創造プラン」も折り返し地点を過ぎ、本報告書が提出される頃には残り1年となっている。秋田県内には豊かな自然や多様な文化など、都会にはない魅力がたくさんあり、「高質な田舎」を目指すというプランの方向性は、今の秋田県にとってもマッチしたものであると考える。

秋田県民が将来に対して漠然とした不安を抱くことのないような社会を実現するために、賃金水準の向上をはじめとした県民の暮らしを守るための様々な施策を効果的に実施することにより、これからも人口減少対策と取り組んでいただきたい。

以上。